





○ 木質ペレットストーブ

①本体									円	
小計									円	①と同じ
消費税									円	
合計									円	小計 + 消費税
補助金申請額 (上限10万円)	-	-				0	0	0	円	補助対象経費 × 1/2 (千円未満切捨)

○ CO<sub>2</sub>冷媒ヒートポンプ給湯器

①貯湯タンク			2	7	0	0	0	0	円	脚部カバー含む
②ヒートポンプユニット			1	8	5	0	0	0	円	
③架台				3	0	0	0	0	円	
④リモコン				2	0	0	0	0	円	
⑤防雪設備				1	0	0	0	0	円	
小計			5	1	5	0	0	0	円	① + ② + ③ + ④ + ⑤
消費税				5	1	5	0	0	円	
合計			5	6	6	5	0	0	円	小計 + 消費税
補助金申請額 (上限3万円)	-	-	-	3	0	0	0	0	円	補助対象経費 × 1/10 (千円未満切捨)

○ 潜熱回収型ガス給湯暖房機 (ガスエンジンコージェネレーションシステム又は家庭用燃料電池同時設置を含む)

①本体									円	
②リモコン									円	
③据置台									円	
④給排気装置									円	
⑤ガスエンジンユニット及び付属機器									円	ガスコージェネ設置の場合のみ
⑥家庭用燃料電池及び付属機器									円	家庭用燃料電池設置の場合のみ
小計									円	① + ② + ③ + ④ + ⑤ + ⑥
消費税									円	
合計									円	小計 + 消費税
補助金申請額 ( エコジョーズのみ 上限3万円 ガスコージェネあり 上限11万円 家庭用燃料電池あり 上限11万円 )	-	-				0	0	0	円	補助対象経費 × 1/10 (千円未満切捨)

3 合計補助金申請額 (「2 補助金申請額」で計算した設備すべての補助金申請額の合計)

合計補助金申請額 

2	0	7	0	0	0
---	---	---	---	---	---

 円

4 帯広市太陽光発電システム導入資金貸付 (融資) 申込予定 (個人の太陽光発電システム設置者のみ)

1 貸付あり <input checked="" type="radio"/> 2 貸付なし (該当するものに○を付ける)
--

5 申請代行の有無（「1 代行あり」に○をつけた場合は代行業者欄も記入）

<input checked="" type="radio"/> 1 代行あり    2 代行なし （該当するものに○を付ける）	
代 行 業 者	法人名： 十勝おびひろ電材株式会社
	所在地： 〒080-8670 帯広市西5条南7丁目1番地
	電話： 0155-24-4111
	代行者： 十勝 大輔
	定休日： 火曜日、第4金曜日
	チェック： <input checked="" type="checkbox"/> 補助要綱、手続方法等について理解したうえで代行手続きを引き受けます。
	<input checked="" type="checkbox"/> 補助要綱、手続方法等について申請者へ説明し了解を得ました。
	<input checked="" type="checkbox"/> 帯広市へ提出する書類は、その写しを申請者に控えとして1部提出します。
	<input checked="" type="checkbox"/> 着工の際は、申請者と連絡をとりあい事前着工にならないよう努めます。
<input checked="" type="checkbox"/> 別紙「太陽光都市計画法、 必ず全てを確認後にチェックしてください。」 を確認しました。	

6 添付書類（ご提出前に以下の書類が揃っていることを確認してください）

確認欄	添付書類
1 ○	工事請負契約書・売買契約書等の写し
2 ○	位置図（太陽光発電システムに限る）
3 ○	市税を滞納していないことを証する書類又は税情報確認承諾書 （「1 設置建物・設備詳細」欄で個人情報の取得に同意した場合は不要）
4 -	定置型蓄電池又はV2H充放電設を設置する場合は、太陽光発電システムが設置されていることが分かる書類等の写し（太陽光発電システムを同一年度内に設置する場合は不要）
5 -	設置承諾書（設置する建物が申請者の所有でない場合）
6 ○	設備形状仕様を説明するカタログ、パンフレット等
7 -	事業所の所有者を証する書類（申請者が事業者の場合に限る。ただし、建物の所有日が前年度の1月1日以前であり、「1 設置建物・設備詳細」欄にある個人情報の取得に同意した場合は不要）

【申請にあたっての注意点】

補助金の交付について

- 補助対象設備が太陽光発電システムであり、申請者が個人の場合は、同一敷地内にあり生活を営む上で一体として使用されている附属家屋等に設置し、申請者自らが使用する建物において発生エネルギーを利用するものについては対象とします。ただし、生計を一にしない世帯の者が所有する家屋・施設等への設置は対象となりません。
- 補助対象設備が太陽光発電システムの場合、申請者と電気の購入に係る電力会社との契約者名及び、太陽光発電システムからの電気に係る電力会社との受給契約者が同一である必要があります。
- 設備設置の際に、建築物の敷地及び建築物等に都市計画法(昭和43年法律第100号)、建築基準法(昭和25年法律第201号)等の違反となるものは対象となりません。

【太陽光発電システムを申請する方へ】

- 太陽光発電システムについては、別紙「太陽光発電システムの設置を検討されている皆様へ」の掲載事項を含め、関係法令を遵守して設置する旨を代行業者や設置業者に申請前に確認してください。